

国空航第396号  
国空機第370号  
平成30年7月10日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会 会長 殿

航空局 安全部 運航安全課長  
航空機安全課長

平成30年7月豪雨に伴う救援活動に従事する航空機に  
関する航空法上の手続きの弾力的な運用について

平成30年7月豪雨に伴い、救援活動に従事する航空機に対する空港等以外への離着陸の許可等にかかる手続き、航空機による爆発物等の輸送に係る手続き、航空機に係る耐空証明並びに操縦士に係る航空身体検査証明及び特定操縦技能審査の取り扱いを、以下のとおり定めたので、了知されたい。

- 別添1 平成30年7月豪雨に伴う救援活動に従事する航空機に対する空港等以外への離着陸の許可等に係る手続きの柔軟な運用について
- 別添2 平成30年7月豪雨に伴う救援活動に従事する航空機による爆発物等の輸送に係る手続きの柔軟な運用について
- 別添3 平成30年7月豪雨に伴う救援活動に従事する航空機の耐空証明の有効期間満了時の取り扱いについて
- 別添4 平成30年7月豪雨に伴う救援活動に従事する操縦士の航空身体検査証明の有効期間満了時の取り扱いについて
- 別添5 平成30年7月豪雨に伴う救援活動に従事する操縦士の特定操縦技能審査の有効期間満了時の取り扱いについて